

厚生労働省
環境省
経済産業省
告示第六号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第五項の規定に基づき 次に掲げる化学物質を第二種監視化学物質として指定したので 同条第九項の規定に基づき その名称を公示する。

平成十六年八月十一日

厚生労働大臣 坂口 力
経済産業大臣 中川 昭一
環境大臣 小池百合子

通し番号	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第5項の規定に基づき、第二種監視化学物質として指定した化学物質の名称	通し番号
8 2 3	臭化リチウム	(1) - 1 1 0
8 2 4	ニクロム酸ナトリウム	(1) - 2 8 3
8 2 5	1 , 1 , 2 , 2 - テトラブプロモエタン	(2) - 7 7
8 2 6	2 - (1 - メチルエトキシ) エタノール	(2) - 4 1 0

8 2 7	4 - (1 - メチルエテニル) フェノール	(3) - 5 0 2
8 2 8	4 - <i>t e r t</i> - ブチルフェノール	(3) - 5 0 3 (4) - 5 7
8 2 9	2 , 2 - ({ 3 - ベンズアミド - 4 - [(6 - クロロ - 1 , 3 - ベ ンゾチアゾール - 2 - イル) ジアゼニル] フェニル } イミノ) ジエチ ル = ジアセタート (別名 C I ディスパーズレッド 2 0 6)	(5) - 2 5 3 1